

神戸市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月9日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第22号

神戸市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市立図書館条例施行規則（令和2年3月規則第91号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(開館時間等) 第3条 [略] <u>2 垂水図書館に設置された駐輪場の利用時間は、午前9時30分から午後8時30分までとする。ただし、日曜日及び休日にあつては、午前9時30分から午後6時30分までとする。</u> <u>3</u> 市長は、市立図書館の管理運営上特に必要があると認めるときは、 <u>前2項</u> の規定にかかわらず、 <u>開館時間及び利用時間</u> を変更することができる。	(開館時間) 第3条 [略] <u>2</u> 市長は、市立図書館の管理運営上特に必要があると認めるときは、 <u>前項</u> の規定にかかわらず、 <u>同項の開館時間</u> を変更することができる。

(館外貸出)

第4条 市長又は条例第9条第1項の規定に基づき市長の指定を受けたもの(以下「指定管理者」という。)が管理する図書館にあっては指定管理者(以下「市長等」という。)は、市立図書館の利用者(以下「利用者」という。)のうち、次の各号に掲げる者に対して、図書館法(昭和25年法律第118号)第3条第1号に規定する図書館資料(以下「資料」という。)の市立図書館外への貸出し(以下「館外貸出」という。)を行うものとする。

(1)～(4) [略]

(協議会の会長及び副会長)

第23条 条例第8条に規定する神戸市立図書館協議会(以下「協議会」という。)に会長及び副会長を置く。

2～5 [略]

(館外貸出)

第4条 市長又は条例第8条第1項の規定に基づき市長の指定を受けたもの(以下「指定管理者」という。)が管理する図書館にあっては指定管理者(以下「市長等」という。)は、市立図書館の利用者(以下「利用者」という。)のうち、次の各号に掲げる者に対して、図書館法(昭和25年法律第118号)第3条第1号に規定する図書館資料(以下「資料」という。)の市立図書館外への貸出し(以下「館外貸出」という。)を行うものとする。

(1)～(4) [略]

(協議会の会長及び副会長)

第23条 条例第7条に規定する神戸市立図書館協議会(以下「協議会」という。)に会長及び副会長を置く。

2～5 [略]

#### 附 則

この規則は、神戸市立図書館条例の一部を改正する条例(令和6年5月条例第2号)の施行の日から施行する。